

建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、小松島市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者について必要な資格並びに資格審査の申請及び審査について必要な事項を定めるものとする。

(入札に参加することができない者)

第2条 次の各号の一に該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、入札に参加することができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可を受けていない者
- (3) 建設業法に基づく現に効力を有する経営事項審査の結果を有していない者

(定義)

第3条 この要綱でいう市内業者とは、小松島市建設工事請負業者選定要領第11条第4号の規定による者とする。

(資格の審査の申請)

第4条 入札に参加する資格（以下「資格」という。）の審査を受けようとする者は、徳島県の定める建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号。以下「県要綱」という。）の規定に基づき、徳島県知事に申請書を提出しなければならない。

2 市内業者として資格の審査を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる書類をそれぞれ1部添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 営業所一覧表
- (2) 職員数調（技術者経歴書）
- (3) 法人にあつては商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書、個人にあつては身分証明書
- (4) 経営事項審査の結果を証明する書面
- (5) 市税の納税証明書（未納の額がないことを証する書面）
- (6) その他市長が別に定める書類

3 前項の申請書及びこの要綱の施行に関する書類の様式については、市長が別に定める。

(申請書の提出期間)

第5条 申請者は、県要綱第4条に規定された申請書の提出期間において、徳島県知事に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

2 市内業者として資格の審査を受けようとする者は、前条第2項の申請書を毎年2月1日から2月末日までの間（小松島市の休日を定める条例（平成元年小松島市条例第32号）第1条に規定する市の休日を含まない。）に、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(資格審査)

第6条 市長は、前2条の規定により申請書の提出を受けたときは、次の各号に掲げる項目についてそれぞれ当該各号に定める基準により審査し、その結果に基づき算出された点数を付して格付けを行い、必要に応じて等級に区分するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、格付けを行わないことがある。

- (1) 建設業法第27条の23第3項の規定に基づき国土交通大臣が定めた項目 同項の規定に基づき国土交通大臣が定めた基準
- (2) 市長が特に必要と認めて別に定める項目 市長が別に定める基準

2 前項の規定による格付けは、前条第2項ただし書の規定により申請書が提出された場合を除き、平成25年6月1日を最初の期日とする隔年ごとの6月1日に行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市長は、平成25年6月1日を最初の期日とする隔年ごとの6月1日において、現に資格を有する者に対し、第1項各号に掲げる項目についてそれぞれ当該各号に定める基準により審査し、その結果に基づき算出された点数を付して再度の格付けを行い、必要に

じて等級に区分するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、再度の格付けを行わないことがある。

(資格の有効期間)

第7条 資格の有効期間は、前条第2項に規定する各日から2年間とする。

2 第5条ただし書の規定により申請書を提出し審査を受けた資格の有効期間は、前項の規定にかかわらず、同項の期間の残存期間とする。

(変更届)

第8条 資格を有している者は、次の各号のいずれかに変更があったときは、直ちに、申請書変更届及び関係書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 主たる営業所の所在地又は電話番号
- (4) その他市長が特に定める事項

(資格の取消し)

第9条 市長は、資格を有している者が第2条各号又は次の各号の一に該当すると認められるときはその資格を取り消すことがある。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の1第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (7) 申請書及び添付書類に虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者

2 市長は、前項の規定により資格を取り消したときは、その者に通知するものとする。

(建設工事共同企業体の特例)

第10条 市長は、建設工事共同企業体の資格その他必要な事項に関し、必要があると認めるときは、第4条から前条までの規定にかかわらず、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年11月15日から施行する。
- 2 建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加資格審査要綱は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際現に資格を有する者の資格は、この要綱の規定により認定されたものとみなす。この場合において、当該資格の有効期限は、平成23年5月末日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に資格を有する者の資格は、この要綱の規定により認定されたものとみなす。この場合において、当該資格の有効期限は、平成25年5月末日までとする。